別紙様式1-2(3)の表中「過年度損益修正差益等」を「特別利益等」に改める。

過年度損益修正差益等	未払税金繰入差額
特別利益等	特別損失等

（無尽業法施行細則の一部改正）

第七条　無尽業法施行細則（昭和六年大蔵省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

業務報告書雛形四の表を次のように改める。

（単位：円）

	株主資本										純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計			
						××積立金	繰越利益剰余金				
当期首残高	××	××	××	××	××	××	××	××	△××	××	××
当期変動額											
新株の発行	××	××		××						××	××
剰余金の配当					××		△×××	△×××		△×××	△×××
当期純利益							××	××		××	××
自己株式の処分									××	××	××
・・・・・											
当期変動額合計	××	××	—	××	××	—	××	××	××	××	××
当期末残高	××	××	××	××	××	××	××	××	△×××	××	××

附　則

（施行期日）

1　この府令は、平成二十六年三月三十一日から施行する。

（経過措置）

2　第一条の規定による改正後の銀行法施行規則（以下「新銀行法施行規則」という。）別紙様式第一号、別紙様式第一号の二、別紙様式第五号及び別紙様式第十一号、第四条の規定による改正後の保険業法施行規則（以下「新保険業法施行規則」という。）別紙様式第六号から別紙様式第六号の三まで、別紙様式第十四号、別紙様式第十六号の十八、別紙様式第十六号の十九及び別紙様式第十六号の二十四並びに第七条の規定による改正後の無尽業法施行細則業務報告書雛形は、平成二十六年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

3　新銀行法施行規則別紙様式第三号、別紙様式第三号の二、別紙様式第五号の二、別紙様式第九号、別紙様式第九号の二、別紙様式第十二号及び別紙様式第十四号、第二条の規定による改正後の信用金庫法施行規則（以下「新信用金庫法施行規則」という。）別紙様式第一号、別紙様式第三号、別紙様式第五号、別紙様式第七号、別紙様式第九号、別紙様式第十一号及び別紙様式第十三号から別紙様式第十五号まで、第三条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則（以下「新協同組合による金融事業に関する法律施行規則」という。）別紙様式第一号、別紙様式第三号、別紙様式第五号、別紙様式第七号、別紙様式第九号から別紙様式第十号の二まで、別紙様式第十三号及び別紙様式第十四号、新保険業法施行規則別紙様式第七号から別紙様式第七号の三まで、別紙様式第十二号、別紙様式第十五号、別紙様式第十五号の二、別紙様式第十六号の十七、別紙様式第十六号の二十、別紙様式第十六号の二十五及び別紙様式第十六号の二十六、第五条の規定による改正後の金融商品取引業等に関する内閣府令別紙様式第十七号の五並びに第六条の規定による改正後の証券金融会社に関する内閣府令別紙様式は、平成二十六年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る書類について適用し、同日前に終了した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

4　新銀行法施行規則別紙様式第三号、別紙様式第三号の二、別紙様式第五号の二及び別紙様式第十二号、新信用金庫法施行規則別紙様式第十三号から別紙様式第十五号まで並びに新協同組合による金融事業に関する法律施行規則別紙様式第十五号の二までの国内基準に係る自己資本比率の項目については、平成二十六年三月三十一日前に終了した事業年度に係るものについては記載することを要しない。

5　新信用金庫法施行規則別紙様式第十四号から別紙様式第十五号までの国際統一基準に係る自己資本比率の項目については、平成二十六年三月三十一日前に終了した事業年度に係るものについては記載することを要しない。

○内閣府令第二十四号

金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法（平成十四年法律第百九十号）第五条第四号、金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成十六年法律第百二十八号）第五条第一項第六号並びに資金決済に関する法律施行令（平成二十二年政令第十九号）第八条第一項及び第十六条第一項の規定に基づき、金融機関等の組織再編成の促進のための特別措置に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十六年三月二十八日　　内閣総理大臣　安倍　晋三

金融機関等の組織再編成の促進のための特別措置に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令

（金融機関等の組織再編成の促進のための特別措置に関する内閣府令の一部改正）

第一条　金融機関等の組織再編成の促進のための特別措置に関する内閣府令（平成十四年内閣府令第八十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号の二中「及び海外拠点を有する信用金庫連合会」及び「及び信用金庫法第八十九条第一項」を削り、同号の次に次の一号を加える。

一の三　海外拠点を有する信用金庫連合会（信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等を有するものに限る。）　国際統一基準に係る単体自己資本比率及び連結自己資本比率のいずれもが、次のイからハまでに掲げる比率の区分に応じ、当該イからハまでに定める要件の全てを満たすこと。

イ　単体普通出資等Ｔｉｅｒ１比率及び連結普通出資等Ｔｉｅｒ１比率　四・五パーセント以上であること。

ロ　単体Ｔｉｅｒ１比率及び連結Ｔｉｅｒ１比率　六パーセント以上であること。

ハ　単体総自己資本比率及び連結総自己資本比率　八パーセント以上であること。

第五条第一項第二号の二中「及び海外拠点を有する信用金庫連合会」を削り、同号の次に次の一号を加える。

二の三　海外拠点を有する信用金庫連合会（第一号の三に規定するものを除く。）　国際統一基準に係る単体自己資本比率が、次のイからハまでに掲げる比率の区分に応じ、当該イからハまでに定める要件の全てを満たすこと。

イ　単体普通出資等Ｔｉｅｒ１比率　四・五パーセント以上であること。

ロ　単体Ｔｉｅｒ１比率　六パーセント以上であること。

ハ　単体総自己資本比率　八パーセント以上であること。